

千葉市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和8年10月16日

千葉市監査委員	神崎広史
同	宮原清貴
同	石川弘
同	桜井秀夫

8千総総第499号

令和8年10月7日

千葉市監査委員	神 崎 広 史	
同	宮 原 清 貴	様
同	石 川 弘	
同	桜 井 秀 夫	

千葉市長 神 谷 俊 一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年度監査報告第9号、令和6年度監査報告第11号並びに令和7年度監査報告第7号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
2 財政援助団体 (1) 千葉市森林組合 ア 【所管部局】 補助金の額の確定における審査を適正に行うべきもの (ア) 事案及び問題点 千葉市補助金等交付規則(昭和 6 0 年千葉市規則第 8 号)第 1 2 条第 1 項によると、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、その成果を記載した補助事業等実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならないとされている。また、同規則第 1 3 条によると、市長は、前条第 1 項の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容等に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとされている。 しかしながら、優良森林整備事業のうち今回対象となった事業に係る実績報告書等を確認したところ、整備事業の竣工を現地確認していたものの、補助対象事業費の使途状況が不明なまま、報告書等の審査を行い、補助金の交付決定の内容等に適合すると認め、その額を確定していた。 (イ) 指摘 補助金の額の確定における審査については、実施された補助事業が、申請のあった補助の目的、効果に合致しているか確認するにあたり、補助対象事業費の使途状況も確認する必要があることから、規則等に基づき適正に行われたい。	補助金の額の確定における審査については、令和 7 年度から、補助対象事業の収支に係る帳簿、領収書等の提出を求めるとともに、補助対象事業の費用項目における確認事項をまとめたチェックリストを作成し、活用することで補助対象事業費の使途状況を適切に確認している。

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
3 公の施設の指定管理者 （3）桜木霊園・平和公園パートナーズ イ 【団体】事業報告における収支状況等を適正に報告すべきもの 【所管部局】事業報告の確認を適正に行うべきもの （ア）事案及び問題点 千葉県霊園の管理に関する基本協定第 2 4 条によると、指定管理者は、管理業務に係る報告事項を記載した月次報告書及び事業報告書を市に提出するものとされている。 しかしながら、月次報告書及び事業報告書を確認したところ、管理業務外として受託した委託業務の収支等を管理業務に含めて報告していた。 （イ）指摘 団体においては、事業報告について、基本協定書等に基づき、管理業務の実施に係る経理とその他の経理を確実に区分し、収支状況等を適正に報告されたい。 また、所管部局においては、事業報告の確認を適正に行われたい。	【団体】 事業報告における収支状況等については、令和 7 年度から、管理業務の実施に係る経理とその他の経理を確実に区分し、適正に報告している。 【所管部局】 事業報告における収支状況等については、管理業務の実施に係る経理とその他の経理を確実に区分して報告するよう、指定管理者に対し指導を行うとともに、事業報告における収支状況等の確認を適正に行っている。

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
1 出資団体 （1）公益財団法人千葉市スポーツ協会 ア 【団体】財務諸表の根拠となる資料を適切に作成すべきもの （ア）事案及び問題点 公益法人会計基準によると、財務諸表は資産等に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならないとされており、また、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならないとされている。 しかしながら、固定資産台帳等を確認したところ、財務諸表と数値が一致していなかった。 （イ）指摘 財政状況を適正に財務諸表に表示するため、その根拠となる資料については適切に作成されたい。	財務諸表の根拠となる資料については、会計基準に基づき、令和 7 年度決算から、財務諸表と根拠資料の数値の一致を複数人で確認することにより、適正に作成している。